

企業防災だより

福岡市消防局
予防部予防課



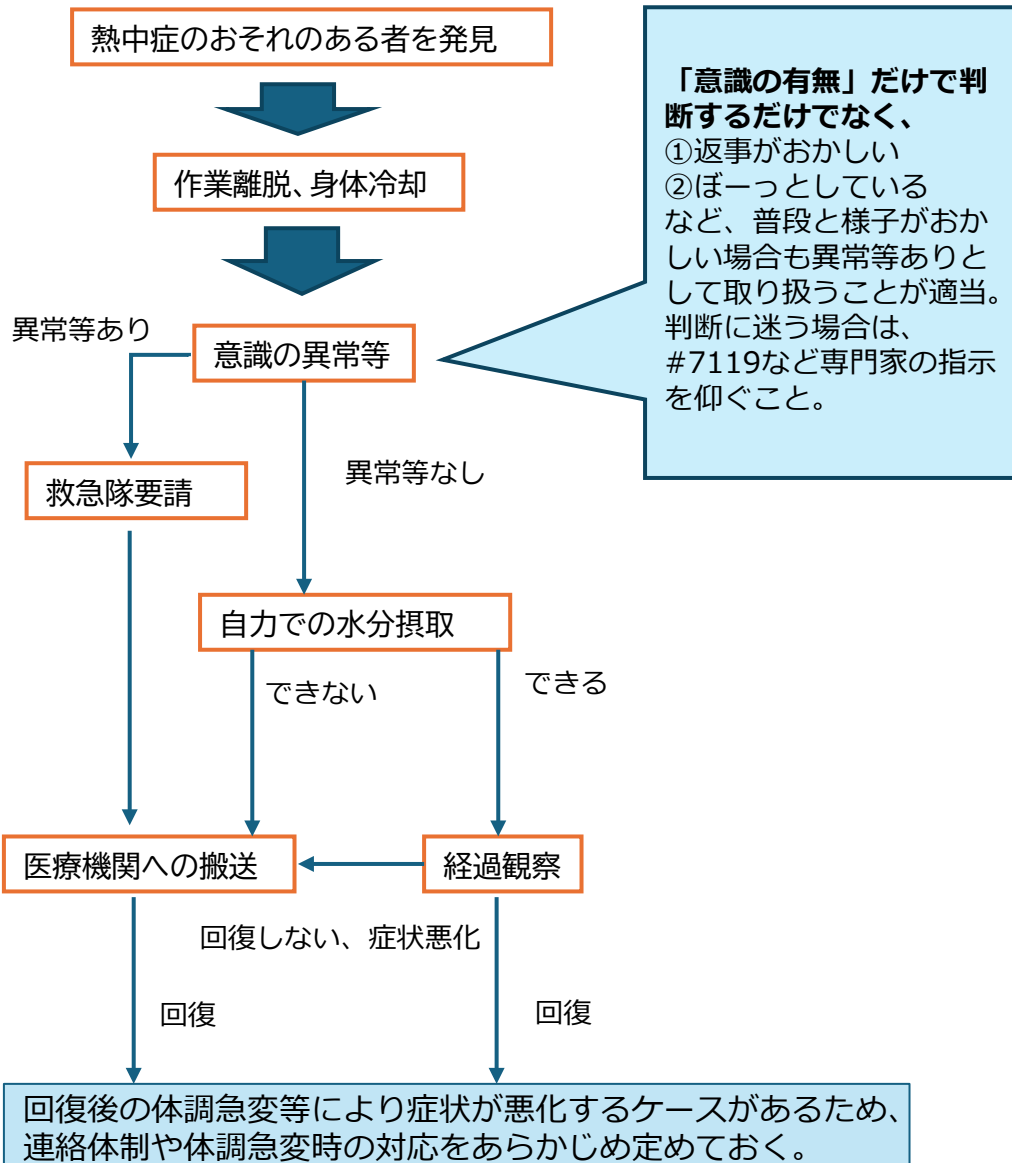
職場で、熱中症対策を行いましょう！

令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症対策の「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。義務付けられる対象は

「WBGT（気温に加えて、湿度、輻射熱等を総合的に考慮して数値化したもの）28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」ですが、義務の有無にかかわらず熱中症予防に努めましょう！

- 就業前の従業員の体調を確認しましょう。
- WBGT数値を測定しましょう。※環境省のホームページで予測値が確認できます。
- 適宜、休憩等を取り入れた作業計画を立てましょう。
- 熱中症が発生した際の**対応マニュアル**を作成し、周知徹底しましょう。

対応マニュアルの例



手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

（厚生労働省HPから引用）